

POPCHAT 株式会社(以下、「当社」とします)は、次の契約条項の定めるところにより、POPCHAT-X シリーズ製品に付帯して提供される保守サポートのサービス及びクラウド認証サービスをご利用いただけるライセンスを「POPCHAT-X ライセンス」と称し、所定の申込み手続きとして提出いただく「POPCHAT-X ライセンス申込フォーム(以下、『申込書』)に記載の販売店様ならびにそのお客様(以下、「契約者」とします)に当該サービスを提供します。契約者は、申込み前必ず次の契約条項の内容を十分に確認して下さい。POPCHAT-X シリーズ製品を正常に機能させるのに POPCHAT-X ライセンスは必須となっています。

第1条 (規約の適用)

当社は、この POPCHAT-X ライセンス契約約款を定め、それを遵守することを条件として契約者に申込書を提出して頂き、これにより所定の保守サポート及びクラウド認証サービスを提供します。

第2条 (規約の変更)

当社は契約者の事前の承諾を得ることなく、POPCHAT-X ライセンスに基づく各種サービスの円滑な提供に影響のない範囲で本約款の内容を変更することがあります。また、約款が変更された場合のサービスに係わる料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (目的)

POPCHAT-X ライセンス契約の目的は、第1に購入された POPCHAT-X 機器をサポート対象として、所定のサポートデスクにて問い合わせを受け付けて設定・仕様等に関する技術情報支援を行い、機器の故障時には代替機を契約者に提供する等の対応により、契約者においての POPCHAT-X 機器の構築、運用に貢献することであり、第2に同サポート対象機器を介するシステム構成で対象機器設置ネットワークに対してクラウド認証サービスを提供しつつ、対象機器及びクラウド認証サービスの設定、運用管理を契約者自身が行うための管理画面機能を、同クラウド環境より提供するものです。

第4条 (サービス対象外)

以下の場合、POPCHAT-X シリーズ製品および POPCHAT-X ライセンスをご購入済みであっても、サービス対象外となります。

- ・サービス対象の連絡先等に関する届出について正しい情報が整っていない場合
- ・所定の申込書を提出していない等、サービス提供に必要な情報が得られない場合
- ・購入された POPCHAT-X ライセンスの有効期間終了時期までに、当社から送信する契約更新手続きのご案内に対して対応されず、期間満了に伴って契約終了となった場合

第5条 (サービス内容)

POPCHAT-X ライセンス体系は、必須ライセンスとオプションライセンスから構成され、次の通り、サポート内容やクラウド認証サービスで利用可能な機能が異なります。POPCHAT-X 必須ライセンスは、3種類から1つ選択してお申込みいただくものです。オプションライセンスは、該当する機能の追加要望がある際にお申込みいただくものです。多くのライセンスは POPCHAT-X シリーズ製品1台単位に適用されますが、一部のオプションライセンスは、アカウント(後述)単位に適用されます。当社は、本ライセンス契約に基づき、次のサービスメニューを履行します。

【必須ライセンス(製品1台単位)】

*「POPCHAT-X」の略表記を「PX」とします。

ライセンスの種類	PX 基本サポート	PX24 時間サポート	PX フルサポート
▼ライセンス対応メニュー			
■POPCHAT-X クラウド管理ツール			
クラウド管理ツール POPCHAT-X Dashboard (管理者アカウント付き)ご提供 ※1	○	○	○
■Q&A サポート			
メールサポート(平日9:00~18:00) 月間インシデント5件まで ※2	○	○	○
TEL サポート(平日9:00~18:00) 月間インシデント5件まで ※2	○	○	○
TEL サポート(24時間365日) 月間インシデント5件まで ※2	×	○	○
■保守サポート			
POPCHAT-X シリーズ:バージョンアップデート(自動)	○	○	○
POPCHAT-X シリーズ:代替機先出しセンドバック ※3※4※5※6	○	○	○
POPCHAT-X シリーズ:稼働監視 ※7	○	○	○
周辺ネットワーク機器:稼働監視 ※8	○	○	○
POPCHAT-X シリーズ:障害時シスログ抽出、提供によるログ解析支援 ※9	×	×	○
POPCHAT-X シリーズ:オンサイト代替機交換(現地作業 9:00~18:00の間) ※10	×	×	○
■クラウド認証サービス			
基本認証 ※11	○	○	○

【オプションライセンス】**■クラウド認証サービス(製品1台単位)**

個人認証 ※12

連携認証 ※13

■クラウド認証サービス(アカウント単位)

クラウド認証上限追加 30,000 ※14

※1: POPCHAT-X ライセンス契約に伴って、POPCHAT-X Dashboard にログインする管理者アカウント(アカウントID)が、POPCHAT-X 台数以内の任意の件数で発行、付与されます。

※2: 予め申込書に記載されたお客様施設ご担当者および販売店、保守担当会社の担当者を対象とします。宿泊客等一般の利用者は含まれません。

※3: 代替機は、再整備された同等品で構成された当社保守在庫から機器をお届けするものです。

※4: 15:00以降の修理・代替機発送依頼は、翌営業日の発送となります。

※5: 代替機のご提供は、当社保守在庫であった当該1台と、契約者に所有権のあった故障当該機1台の間で、相互に相手方への所有権の移転を伴います。代替機の発送時に同梱する指定の宅配事業者による当社宛て発送伝票を使って、出来るだけ速やかに(最大一週間以内)に交換対象の故障機器を当社へ送付して下さい。送料は当社負担となります。

※6: お届けする代替機のファームウェア及びOSの構成は、原則、現行の最新バージョンとなります。

※7: サポート対象機器に対して弊社管理サーバからリモート接続できる場合に限ります。POPCHAT-X シリーズ機器から応答が得られなかった時、所定の管理画面上でアラート表示されます。

※8: POPCHAT-X シリーズ以外の機器の死活監視を行う場合は、事前にお客様より POPCHAT-X Dashboard で監視対象の設定を行う必要があります。

※9: サポート対象機器に対して弊社管理サーバからリモート接続できる場合に限ります。障害時のご要望に応じて POPCHAT-X 機器稼働状態に関する各種シスログデータを抽出し、障害原因切り分けの参考に当該シスログデータをご提供いたします。

※10: POPCHAT-X シリーズ機器のみを対象として、先出しセンドバック送付された代替機の到着後の時間帯に現地訪問し、対象の故障機を先出しセンドバックで届いた代替機と交換設置致します。

※11: 設定より次の Web 認証関連機能を利用可能です。…→ 認証画面多言語対応/アンケート認証/ベーシック認証/アクセスID 認証/フリー認証/QR 認証(easy)/認証ロギング/クラウド認証上限 10,000/時間制限(時間の長さ・時間帯)/期間制限(日数指定/日時指定)/回数制限/端末数制限。

※12: 前項「基本認証」の機能に加えて、次の機能も利用可能となります。…→ OPEN-ID 認証/メールアドレス認証/コールバック認証(SMS100件/月)/メンバー認証

※13: 前項「基本認証」の機能に加えて、次の機能も利用可能となります。…→ Radius 連携認証(別途、お客様にて RADIUS サーバをご用意下さい)

※14: 必須ライセンス(基本認証)で適用されたクラウド認証上限 10,000 件に対する追加 30,000 件です。認証保持情報は設定した認証保持期間の経過時点でリセットされます。

【注意事項】

- ・機能追加に伴う設定項目の追加時等、設計及び設定に関する運用サポートは、本ライセンスに含まれません。
- ・申込書に記載された対象機器以外のネットワーク構成諸要素及び回線やお客様の PC 環境(OS、ブラウザ等)や起因する問題へのサポート対応は含まれません。
- ・POPCHAT-X シリーズ製品に付属の各装備品(ラックマウントキット、電源ケーブル、起動用 USB 等)の紛失等による再度のご提供について、本ライセンスでは対応しておりません。

第6条 (契約期間)

本ライセンス契約によるサービス提供の有効期間(以下「ライセンス期間」といいます)は、申込書に記載の担当者に通知されます。契約に基づくライセンス期間について、原則1年単位の契約期間となりますが、複数年一括の契約申込みとしては、機器購入時に合わせて最大7年まで一括での契約申込みが可能です。但し、一部、月額標準価格設定を有

するオプションライセンスについては、必須ライセンスに追加で申し込む場合に限り、1ヶ月分～12ヶ月分未満のライセンス期間を申込み可能とします。
ライセンス期間の延長については、注文書面の提出を以て更に1年間毎これを延長するものとし、機器購入時のライセンス期間開始日から7年間を延長の限度とします。また、対象製品が販売終了となった場合には、機器購入時のライセンス期間開始日から7年間未経過であっても、当該販売終了日から起算し最大5年間を限度とします。
尚、購入されたPOPCCHAT-X機器をライセンス未契約でご利用いただく事は出来ず、また、契約終了となった後の再契約も原則できません。

第7条 (契約の変更)

契約者は申込書の内容に変更が生じた場合には、すみやかに当社に対して申込書の再提出をする必要があります。また、契約者は機器の設置場所等 **POPCCHAT-X Dashboard** ご利用アカウントに関する登録内容に変更が生じた場合、すみやかに当該登録内容を更新するものとします。

第8条 (免責条項)

以下に該当する業務、サポート対応は、本ライセンスには含まれないものとします。

- ① 機器の移設、増設、撤去、立会い作業
- ② 指定業者以外による機器の操作、改造もしくは修理に起因する損傷、故障
- ③ 事故(落下等)、自然災害(落雷、地震、火災、洪水、台風、紛争等)による損傷、故障
- ④ カタログないしマニュアルに記載されている使用方法、操作方法、又は接続方法以外の使用に起因する損傷、故障
- ⑤ 障害発生時、その原因切り分け作業の結果、明らかに不具合が認められない場合の技術サポート
- ⑥ 装置内部に蓄積されたデータの復旧作業
- ⑦ その他、当社以外の責に帰すべき事由により生じた業務

第9条 (損害賠償)

契約者は、当社が本契約にあたりその責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社に対して通常かつ直接の損害に限り賠償を請求することができます。但し、当該損害賠償の額は、いかなる場合においても本契約に基づき当社が受領したライセンス契約料金の総額を超えないものとします。当社は、本ライセンス契約に基づき対象機器に関し常時適正な稼働状態を保つよう所定の業務を遂行しますが、機器の故障、データの紛失に起因する損害については、一切その責を負わないものとします。また、利用者が持ち込んだウイルス感染等の端末に起因する **POPCCHAT-X** シリーズ並びに他のお客さまに対するの攻撃、感染、スループット低下等が発生した場合も同様とします。

第10条 (支払・請求方法)

当社は、本ライセンス契約に基づくサービス提供に伴って、契約者相互間の事前に定められた支払条件にて契約金額を請求するものとします。

第11条 (再委託)

当社は、**POPCCHAT-X** ライセンス契約に基づくサービス提供に係る業務の全部又は一部を当社が指定する第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当該委託先の行為についての責任を負うものとします。

第12条 (契約者による契約の解約)

契約者は、解約日の1ヶ月以上前に書面による予告をもって、本契約を解約することができるものとします。原則、契約満了日前に解約した場合でも契約金額の一部払い戻しは行いません。(但し、当社の責に帰すべき理由による場合を除く)

本ライセンス契約が解約となった場合には、対象の **POPCCHAT-X Dashboard** ご利用アカウントに関する契約者の運用権限が失効となります。

第13条 (当社による契約の解約)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に催告することなく、ただちに解約できるものとします。

- ① 実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき。
- ② 差し押さえ、仮押さえ、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき。
- ③ 破産、民事再生、会社整理、会社更生の申請等がなされ、又は自ら申し立てをしたとき。
- ④ 解散し又は事業が廃止になったとき。

本ライセンス契約が解約となった場合には、対象の **POPCCHAT-X Dashboard** ご利用アカウントに関する契約者の運用権限が失効となります。

第14条 (機密保持)

契約者、当社および当社が業務委託する第三者は、本サービスの履行に関連して知り得た相手方の業務上の情報、本サービス事項その他の情報のうち、個人情報、秘密である旨の明示がされている情報、および商慣習上で社外秘と扱われる可能性が推量される情報を、相手方の同意を得ることなく他に開示しないものとします。

第15条 (申込み情報の利用等)

1. 当社は、契約者からの本ライセンス申込みにより取得した情報(以下、「申込み情報」)を、本ライセンス契約に基づくサービスの履行、**POPCCHAT-X** シリーズ製品や付随するサポートサービス及びクラウド認証サービス等の品質向上および販売促進のため、アンケート調査や参考事例紹介等に必要最低限な範囲で利用する場合があります。
2. 当社は正当な理由がある場合を除き、契約者から取得した申込み情報を第三者に提供しないものとします。ただし、前項に定める範囲内で当社が業務委託する第三者に契約者の申込み情報を開示する場合があります。

第16条 (不可抗力)

契約者は、天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為その他当事者の支配力が及ばない事由によって生じた本契約の不履行又は履行の遅延について、相手方に対し責任を負わないものとします。

第17条 (権利義務の譲渡)

契約者は、書面による事前の同意がない限り、本契約の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡・継承することはできないものとします。

第18条 (サービスの一時中止)

当社は、設備の保守・障害、不可抗力等やむを得ない場合、本ライセンスに基づくサービスの提供を一時的に中止できるものとします。中止する場合、契約者に対してその旨と中止期間を当社の定める方法にて事前に通知するものとします。

第19条 (サービス提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本ライセンス契約に基づくサービス提供を全部もしくは一部停止や制限する場合があります。停止する場合は、あらかじめその理由、停止日を当社の定める方法で契約者に通知するものとします。

- ① 利用契約上の債務の支払いを怠ったとき。
- ② 申込みにあたって虚偽の事項を申込書に記載したことが判明したとき。

第20条 (サービスの終了)

当社は本ライセンス契約に基づき提供されるサービスの全部または一部を終了することがあります。終了する場合は、6ヶ月前までに当社の定める方法で契約者に通知します。有効なライセンス期間内途中でサービスを終了する場合は、サービス終了日から起算し、残存期間の全額を契約者に支払うものとします。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、協議のうえ友好的に解決するものとします。

第22条 (合意管轄)

当社ならびに契約者は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として処理することに合意する必要があります。

付則

この契約約款は、2023年11月17日から実施します。